

千葉市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和7年 3月27日

千葉市監査委員	宍倉 輝雄
同	宮原 清貴
同	石橋 育
同	亀井 琢磨

6千総総第1151号

令和7年3月18日

千葉市監査委員 宮 原 清 貴 様
同 石 橋 豪
同 亀 井 琢 磨

千葉市長 神 谷 俊 一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年度監査報告第9号、令和5年度監査報告第9号及び11号並びに令和6年度監査報告第7号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

担当 総務局総務部総務課 似田
電話 4013

報告書番号 6 監査報告第7号

監査の種類 工事定期監査

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 設計・積算</p> <p>(1) 積算について改善すべき事項</p> <p>ア 見積り単価を用いた積算を適正に行うべきもの 〔建設局：桜木町小倉町線下ポックスカルバート補修工事（若5-1）、高田排水路浚渫工事（4-1）〕</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>土木工事標準積算基準によると、請負工事費は、工事価格と消費税等相当額で構成されており、消費税等相当額は工事価格に税率を乗じて得た額であることから、工事価格には消費税等相当額を含まないものとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事においては、工事価格の算出にあたり採用した見積単価に、消費税等相当額が含まれたものが見受けられた。</p> <p>これは、積算のため徴収した見積りに消費税等相当額が含まれているか等の内容の確認不足及びチェック体制の不備があったものと考えられる。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>見積り単価を用いた積算については、土木工事標準積算基準に基づき適正に行われたい。</p>	<p>見積り単価を用いた積算については、令和6年12月2日に建設局長から建設局関係各課長に対し、検算者を含め価格・規格に誤りがないよう積算根拠の確認を徹底するよう通知し、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、工事設計書審査チェックリストを適切に運用し、以後適正に積算が行われている。</p>
<p>3 施工・検査</p> <p>(1) 施工について改善すべき事項</p> <p>ア 玉掛け作業を適正に行うよう指導すべきもの 〔建設局：二級河川支川都川地盤改良工事（3-1）〕</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>土木工事安全施工技術指針によると、玉掛け作業を行う場合、フックは吊り荷の重心に誘導し、吊り角度と</p>	<p>玉掛け作業にあたっては、令和6年12月2日に建設局長から建設局関係各課長に対し、土木工事安全施工技術指針に基づき、適切な安全対策の実施について、受注者への指</p>

<p>水平面のなす角度は60度以内とすることとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事における、玉掛け作業の施工状況を工事写真で確認したところ、フックが吊り荷の重心からずれ、吊り角度が60度を超えているものが見受けられた。</p> <p>これは、玉掛け作業の安全な施工に対する意識不足によるものと考えられる。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>玉掛け作業が、土木工事安全施工技術指針を遵守し適正に行われるよう、受注者に対して指導されたい。</p>	<p>導を徹底するよう通知し、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>なお、定期的に行われるパトロールの中で、玉掛け作業が適正に行われているかの確認を行うとともに、受注者への指導を行っている。</p>
--	--